

寝屋川市学校給食栄養管理システム構築等業務委託

プロポーザル募集要項

目次

1	業務概要	P 2
2	プロポーザル方式の型式	P 2
3	参加資格要件	P 2
4	参加表明者の受付	P 3
5	参加資格の審査、審査結果の通知及び企画提案等の提出依頼	P 4
6	質疑回答	P 5
7	契約候補者の選定方法	P 5
8	選定の手順	P 6
9	契約候補者の公表方法	P 6
10	契約締結手続	P 7
11	契約保証金	P 7
12	その他プロポーザル参加者への周知事項	P 7
13	提案書等の受理	P 8
14	採点基準表	P 8

寝屋川市教育委員会事務局施設給食課

1 業務概要

業務名	寝屋川市学校給食栄養管理システム構築等業務委託				
業務目的	学校給食における献立作成・アレルギー対応献立作成・食品発注書の作成・調理指示書の作成などに関連する事務等について、学校と情報共有を図り、一元管理を行っており、学校給食栄養管理の運営における業務の効率化を図り、更に安全で安心な学校給食を提供することができるため。				
業務期間	契約締結日から令和 14 年 3 月 31 日まで ※システム構築及び納入 令和 9 年 3 月 31 日まで				
業務内容	別紙「仕様書」のとおり				
見積限度額 (税込み)	学校給食栄養管理システム構築業務委託料 6,226,000 円 使用料 月額 176,000 円				
所管課	施設給食課	担当者	小山・小嶋・平野	電話	3021

2 プロポーザル方式の型式 公募型プロポーザル方式

3 参加資格要件

次の各号に掲げる資格要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 参加表明日において、寝屋川市の入札参加資格者名簿に登録されている者で、「情報処理」種目「システム開発・保守・運用」（コード 522001）を希望していること。
- (2) 公告の日から契約締結の日までにおいて、寝屋川市建設工事等指名停止要綱（平成 15 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 公告の日から契約締結の日までにおいて、寝屋川市暴力団排除措置要綱（平成 23 年 3 月 11 日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- (4) 公告の日から契約締結の日までにおいて、寝屋川市暴力団排除条例（平成 25 年寝屋川市条例第 20 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。

- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (8) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (9) インターネット経由での給食栄養管理システムにおいてクラウドシステムの提供実績があること。
- (10) ISO /IEC27001 又はプライバシーマーク認証を取得していること。

4 参加表明者の受付

(1)提出書類	ア プロポーザル参加表明書（様式 1） イ 会社概要票（様式 2） ウ 会社概要（パンフレット等） エ 業務実績調書（様式 3） オ 業務実績調書（様式 3）に記載した業務の契約書の写し 又はそれに代わる証明等 カ ISO/IEC27001 又はプライバシーマークを取得していることを証明する写し等	
(2)提出部数	各 1 部	
(3)提出期間	令和 8 年 7 月 1 日（水）から令和 8 年 7 月 16 日（木） 午後 5 時まで（必着）	
(4)提出方法	持参又は書留郵便によること。	
(5)提出場所	住 所	〒572-8555 大阪府寝屋川市本町 1 番 1 号
	所管課	教育委員会事務局 施設給食課
	担当者	小山・小嶋・平野
	電 話	072-813-0073
	E-mail	kyuusyoku@city.neyagawa.osaka.jp

5 参加資格の審査、審査結果の通知及び企画提案書等の提出依頼

参加表明者の参加資格要件を審査し、審査結果等を次のとおり通知する。

(1) 参加資格を有すると認めた者

「参加資格審査結果通知書 兼 企画提案書等提出依頼書」（様式 4）により、参加資格要件を満たしていることを通知するとともに、企画提案書等の提出を依頼する。

企画提案書等の内容、提出方法

	内 容	様 式	備 考
(1)提出書類	ア 企画提案書等提出届	様式 5	表紙
	イ 企画提案書 寝屋川市学校給食栄養管理システム 構築等業務委託仕様書に基づき、「採 点基準表」の評価項目を踏まえた上 で作成すること。 機能要件については DVD ディスク等 に操作を記録したものを作成するこ と。（提案者（業者名等）がわから ないようにすること） DVD-R に記録した内容がわかるタイム スケジュールを作成すること。	任意様式 及び DVD-R 等	収録時間 は 50 分 以内
	ウ 会社概要票	様式 2	再提出
	エ 業務実績調書	様式 3	再提出
	オ 誓約書	様式 6	
	カ 業務実施体制調書	様式 7	
	キ 管理技術者（管理責任者）調書	様式 8	
	ク 担当技術者（担当者）調書	様式 9	
	ケ 別紙 機能要件一覧表	指定様式	
	コ 業務工程表	任意様式	
	サ 見積書及び見積内訳書 ※金額の詳細な内訳を記載するこ と。	任意様式	

(2)提出部数	各 9 部（原本 1 部、副本 8 部） ※エ（業務実績調書）、キ（管理技術者（管理責任者）調書）、ク（担当技術者（担当者）調書）の調書の提出に係る契約者等の写しは 1 部で可。 ※イ（企画提案書 DVD 等）について、「寝屋川市学校給食栄養管理システム構築等業務委託仕様書（別紙）機能要件一覧表」の献立作成関連、アレルギー関連、見積・発注関連について詳細に操作説明がされるよう、デモンストレーション画面を用いて作成すること。
(3)提出期間	令和 8 年 7 月 22 日（水）から令和 8 年 8 月 21 日（金） 午後 5 時まで（必着）
(4)提出方法	持参又は書留郵便によること。
(5)提出場所	上記 4 (5)に同じ

(2) 参加資格がないと認めた者

「参加資格審査結果通知書」（様式 4-1）により、参加資格要件を満たしていないため、本プロポーザルの参加は認められない旨を通知する。

6 質問回答

説明会は開催せず、指定のメールアドレスに電子メールで送信されたものだけに限り受付、回答を行う。

なお、送信トラブルを避けるため、送信後、必ず電話により着信の確認を行うこと。

質疑の受付	受付期間	令和 8 年 7 月 22 日（水）から令和 8 年 7 月 29 日（水）午後 5 時まで（必着）
	提出方法	質疑書（様式 10）により、電子メールで上記 6 (5) のメールアドレス宛てに提出すること。 電話及び直接来庁による質疑には応じない。
質疑の回答	令和 8 年 8 月 3 日（月）に、質疑回答書（様式 11）により、企画提案者全員に対し、参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに、電子メールで回答する。	

7 契約候補者等の選定方法

(1) 企画提案書等審査

寝屋川市学校給食管理システム構築等業務委託プロポーザル選定委員会（実施予定日：令和8年8月31日）において、「採点基準表」に基づき、企画提案書等の内容を審査、採点し、契約候補者及び次点者（以下「契約候補者等」という。）を選定する。

(2) 契約候補者等の選定

出席委員による採点の合計点が最も高い者を契約候補者として、次に高いものを次点者として選定する。この場合において、合計点が最も高い者が2人以上あるときは、提案価格が最も低い者を契約候補者とし、提案価格も同額のときは、くじにより契約候補者を選定する。但し、出席委員による採点の合計点が満点の50パーセントに満たない者は、選定しない。

8 選定の手順

(1) 書類等審査等

企画提案書の内容、実施体制等を書類審査する。

(2) 高い評価を得た企画提案者を契約候補者等として選定する。

(3) 審査結果通知

ア 契約候補者への通知

「契約候補者選定委員会審査結果について（通知）」（様式12）により通知する。

イ 次点者への通知

「契約候補者選定委員会審査結果について（通知）」（様式12-1）により通知する。

ウ 上記ア及びイ以外の者への通知

「契約候補者選定委員会審査結果について（通知）」（様式12-2）により通知する。

9 契約候補者の公表方法

次に掲げる事項を市ホームページで公表する。

(1) 業務名

- (2) 業務概要
- (3) 所管課名
- (4) 契約候補者を選定した日
- (5) 契約候補者の名称及び所在地
- (6) その他必要な事項

10 契約締結手続

契約候補者との協議が整い次第、速やかに契約の手続を進める。

ただし、契約候補者が、契約を辞退した場合又は参加資格要件を満たさなくなった場合は、次点者と契約の手続を進める。

11 契約保証金

契約金額の10%以上の額。但し、寝屋川市契約規則第31条各号に適合する場合は免除とする。

12 その他プロポーザル参加者への周知事項

- (1) 参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出期限後の書類の差し替え及び修正は認めない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルへの参加を無効とするとともに、指名停止措置を行うこともある。
- (4) 提出書類は返却しないものとする（書類は適正に処理し、二次使用はしない）。
- (5) 業務実施体制調書に記載した配置予定の管理技術者（管理責任者）、担当技術者（担当者）の変更は原則認めない。但し、死亡、病休、退職等のやむを得ない理由がある場合は、同等以上の者であると認めた者に限り変更することができるものとする。
- (6) プロポーザルへの参加において、コンソーシアムや企業連合といった2者以上の事業者で構成される事業体での参加は受付けない。
- (7) プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、寝屋川市情報公開条例に基づき提出書類を開示する。
- (8) 受託者は、業務遂行により得た書類、情報等について知り得た知識、情報等を第三者に漏らしてはならない。なお、契約終了後も同様とする。
- (9) 委託業務に係る個人情報等の取扱いは、本市が定める個人情報保護関連

規定等を遵守し、厳重に行うこと。

(10) 知的財産権等に関する事項、賠償関係、免責事項等必要な事項については、委託契約書によるものとする。

(11) その他、受託に係る業務を実施する上で新たに発生した事項等については、寝屋川市と協議した上で対応するものとする。

13 提案書等の受理

提出期限までに応募された提案書等を受理するものとする。但し、提出された提案書等に不実の記載があると市が認めた場合は「無効」とする。

なお、提出された提案書等に不備がある場合は「再提出」を依頼することがあるが、提出期限までに整わなかった場合は、当該提案書等を「無効」とする場合がある。

14 採点基準表

(1) 前提要件の評価（15 点／350 点）

評価項目	評価事項	評価の視点（概要）	配点
前提要件	操作研修	マニュアル及び研修についての具体的な提案がされているか。	15

(2) クラウド環境構築の評価（10 点／350 点）

評価項目	評価事項	評価の視点（概要）	配点
クラウド 環境構築	クラウド 環境構築 及びネッ トワーク 基盤	仕様書（P4）に定めている各項目を備えており、プラスαの提案がされているか。	10

(3) 学校給食栄養管理システムの評価（170 点／350 点）

評価項目	評価事項	評価の視点（概要）	配点
学校給食 栄養管理 システム （機能・ 帳票・ 拡張性・ 信頼性 要件）	献立作成 関連	献立作成関連機能について、機能要件で定めている各項目を備えており、プラス α の提案がされているか。	20
	食品関連	食品関連機能について、機能要件で定めている各項目を備えており、プラス α の提案がされているか。	10
	料理関連	料理関連機能について、機能要件で定めている各項目を備えており、プラス α の提案がされているか。	10
	栄養関連	栄養関連機能について、機能要件で定めている各項目を備えており、プラス α の提案がされているか。	10
	食数関連	食数関連機能について、機能要件で定めている各項目を備えており、プラス α の提案がされているか。	10
	アレルギー 関連	アレルギー個人管理機能について、機能要件で定めている各項目を備えており、プラス α の提案がされているか。	20
	業者関連	業者関係機能について、機能要件で定めている各項目を備えており、プラス α の提案がされているか。	10
	見積関連	見積関係について、機能要件で定めている各項目を備えており、プラス α の提案がされているか。	10
	発注関連	発注関係について、機能要件で定めている各項目を備えており、プラス α の提案がされているか。	20

	帳票関連	帳票関係機能について、機能要件で定めている各項目を備えており、プラスαの提案がされているか。	20
	拡張性	今後、関連法令等が改正された場合等、柔軟にプログラム修正を行えるか。	10
	信頼性	誤操作や障害対策、バックアップ機能等、信頼性要件に係る具体的な提案がされているか。	10
	システムのレイアウト、操作性	システムのレイアウトデザインは、見やすいレイアウトになっており、操作性が使いやすい仕様となっているか。	10

(4) 保守管理・サポート業務の評価（80点／350点）

評価項目	評価事項	評価の視点（概要）	配点
保守管理・サポート業務	保守管理	保守管理の体制について最適で具体的な提案がされているか。	20
	問い合わせ対応	問い合わせ対応について最適で具体的な提案がされているか。	20
	セキュリティ対策	セキュリティ対策として最適な提案がされているか。	20
	引継ぎ対応	引継ぎ対応について最適で具体的な提案がされているか。	20

(5) 提案者の評価（5点／350点）

評価項目	評価事項	評価の視点	配点
提案者の評価	実績	過去5年間に於ける、学校給食栄養管理システム業務に係る実績の有無	5

(6) 配置予定技術者の評価（10 点／350 点）

評価項目	評価事項	評価の視点	配点
配置予定技術者の評価	管理技術者（管理責任者）の経験	過去 5 年間に於いて、管理技術者として、学校給食栄養管理システム業務に係る経験の有無	5
	担当技術者（担当者）の経験	過去 5 年間に於いて、担当技術者として、学校給食栄養管理システム業務に係る経験の有無 ※配置予定のない場合、評価しない。	5

(7) 見積額の評価（50 点／350 点）

評価項目	評価事項	評価の視点	配点
見積額の評価	見積額の妥当性（構築業務）	見積費用に十分な費用対効果が見られるか。	30
	見積額の妥当性（使用料）		20

(8) その他の評価（10 点／350 点）

評価項目	評価事項	評価の視点（概要）	配点
その他	スケジュール	システム稼働までの内容、スケジュールが明らかにしているか。	5
	その他の提案	その他、画期的な提案があるか。	5

※プラス α の提案については、本市が求める提案に合致しない場合、プラス α の提案として、評価しません。